

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成20(2008)年3月26日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 3月の主な発刊書籍一覧(私法)
4. 3月の主な発刊書籍一覧(公法・その他)
5. 発刊書籍の解説(★のある書籍)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最三判平成20年2月19日 最高裁HP
平成18年(受)第1994号 保険金請求事件(棄却)

A運転の普通自動二輪車とB運転の原動機付自転車(以下「B車」という。)とが衝突した事故について、Aが、B車を被保険自動車とする自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」という。)の保険会社に対し、自動車損害賠償保障法16条1項に基づき保険金額の限度で損害賠償額の支払を求める事案において、Aに対して医療給付を行った市町村長が老人保健法(平成17年法律第77号による改正前のもの)41条1項により取得し行使する請求権の額とAの未てん補金額の合計額が保険金額を超える場合であっても、Aは市町村長に優先して上記保険金額の限度で損害賠償額の支払を受けることができるとした事例。

(理由)

自動車損害賠償保障法16条1項は、同法3条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときに、被害者は少なくとも自賠責保険金額の限度では確実に損害のてん補を受けられることにしてその保護を図るものであるから(同法1条参照)、被害者において、その未てん補損害の額が自賠責保険金額を超えるにもかかわらず、自賠責保険金額全額について支払を受けられないという結果が生ずることは、同法16条1項の趣旨に沿わない。

老人保健法41条1項は、第三者の行為によって生じた事由に対して医療給付が行われた場合には、市町村長はその医療に関して支払った価額等の限度において、医療受給者が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する旨定めているが、医療給付は社会保障の性格を有する公的給付であり、損害のてん補を目的として行われるものではない。同項が設けられたのは、医療給付によって医療受給者の損害の一部がてん補される結果となった場合に、医療受給者においててん補された損害の賠償を重ねて第三者に請求することを許すべきではないし、他方、損害賠償責任を負う第三者も、てん補された損害について賠償義務を免れる理由はないことによるものと解され、医療に関して支払われた価額等を市町村長が取得した損害賠償請求権によって賄うことが、同項の主たる目的であると解されない。したがって、市町村長が同項により取得した直接請求権を行使することによって、被害者の未てん補損害についての直接請求権の行使が妨げられる結果が生ずることは、同項の趣旨にも沿わない。

(2) 最一判平成20年2月28日 最高裁HP
平成19年(受)第611号 損害賠償請求事件(棄却)

少年Aが少年B及び少年Cから暴行を受けて死亡したことについて、暴行が行われている現場に居た少年Y1～Y3に対して、加害少年らによる暴行をあおるなどしてこれを制止せず、また、Aが死亡することを予見しながら、関係機関に通報するなどの同人を救護する措置を執ることなく放置した注意義務違反があり、Yらの各両親には、Yらの親権者としてYらの監督を怠った注意義務違反があると主張して、Yら各自に対し、不法行為に基づく損害賠償として慰謝料3000万円等の支払を求める事案において、YらがAを救護するための措置を執るべき法的義務を負っていたとはいえないとされた事例。

(理由)

Y1は、Aの様子を見て、救急車を呼ぶことを提案したが、Cは事件が警察に発覚することを恐れてこれを拒否し、結局、Yらは、Cから仕返しをされることを恐れ、救急車も呼ばず、第三者に通報することもしなかったというのであるが、Yらには本件暴行を制止すべき法的義務等は認められないのであり、Yらは、事情を知らずに本件場所に赴いたにすぎないことや、少年らの関係等にもかんがみると、YらにAが死ぬかもしれないという認識があったとしても、そのことから直ちに、YらにCからの仕返しの恐れを克服してAを救護するための措置を執るべき法的義務があったとまではいえない。

Yらは、本件暴行後に、Cの指示により、Aの体を移動させ、給食搬入台の壁にもたれかけさせて座らせた(以下「本件移動行為」という。)が、これもCらに対する恐れからしたことであることは明らかであるし、本件移動行為によってAの発見及び救護が格別困難になったということとはできず、同人の生命に対する危険が増大したとは認められないのであるから、本件移動行為によってYらにAを救護するための措置を執るべき法的義務が発生したということもできない。

さらに、原審は、YらがAに水を掛けたことによって同人の生命に対する危険が増大したということはないとの認定をしているが、この認定に疑いを生じさせるような事情も存しない。

(3) 最二判平成20年2月29日 最高裁HP
平成18年(受)第192号 賃料減額確認請求本訴、同反訴事件(破棄差戻)

賃料自動改定特約のある建物賃貸借契約の賃借人から賃料減額請求がされた場合において、当事者が現実に合意した直近の賃料を基にすることなく、上記特約によって増額された賃料を基にして、増額された日から当該請求の日までの間に限定して経済事情の変動等を考慮した原審の判断に違法があるとされた事例。

(理由)

借地借家法32条1項の規定に基づく賃料減額請求の当否及び相当賃料額を判断するに当たっては、賃貸借契約の当事者が現実に合意した賃料のうち直近のもの(以下、この賃料を「直近合意賃料」という。)を基にして、同賃料が合意された日以降の同項所定の経済事情の変動等のほか、諸般の事情を総合的に考慮すべきであり、賃料自動改定特約が存在したとしても、上記判断に当たっては同特約に拘束されることはなく、上記諸般の事情の一つとし

て、同特約の存在や、同特約が定められるに至った経緯等が考慮の対象となるにすぎない。
自動増額特約によって増額された純賃料は、本件賃貸契約締結時における将来の経済事情等の予測に基づくものであり、自動増額時の経済事情等の下での相当な純賃料として当事者が現実に合意したものではないから、本件各減額請求の当否及び相当純賃料の額を判断する際の基準となる直近合意賃料と認めることはできない。

(4) 大阪高判平成19年4月26日 判時1988号16頁
平成18年(ホ)第2842号 損害賠償請求控訴事件(一部変更、一部控訴棄却(確定))
交通事故により醜状癍痕7級12号、高次脳機能障害5級2号の後遺障害が残った女子小学生(事故当時)Xの逸失利益について、本判決は、Xが、5級に該当する高次脳機能障害を残していることに加えて、7級に該当する醜状癍痕を残していることが実際の就労に影響しうることが認められることにも照らし、Xが喪失した労働能力は90パーセントと認めるのが相当であるとした上、Xの大学での就学状況、本来有していた能力、意欲、家族の支援からすれば、逸失利益算定のための基礎収入については学歴計の全労働者・全年齢の平均賃金の年収を基準とするのが相当であるとしたほか、1日3000円の自宅介護費、1990万円の後遺障害慰謝料等を認め、運転者であるYらに対し、総額1億0095万1344円の支払いの限度で本訴請求を認容した。

(5) 東京高判平成19年12月13日 金法1829号46頁
平成19年(ホ)第3731号 不当利得返還請求控訴事件
中小企業者Aに対する金融機関Yの貸付について保証をしたX信用保証協会が、保証債務の代位弁済をした後に、Yに対して、Aが中小企業者としての実体を有していなかったから、保証契約は錯誤無効であるとして、代位弁済金の返還を求めたところ、第一審が請求を認容したので、Yが控訴した。

裁判所は、以下のとおり判断して控訴を棄却した。
信用保証協会が中小企業者の借受債務の保証をするに際して、その中小企業者が企業としての実体を有することは当然の前提であり、融資を実行するYも当然のこととして熟知しており、中小企業者が企業者としての実体を有することは、信用保証協会が保証をするための重要な要素である。本件においては、Aは本件貸付及び本件保証契約がされた当時、企業としての実体がなく、それにもかかわらず、Xは、Aが企業実体を有すると信じていたので、本件保証契約は、その重要な部分に要素の錯誤がある。
本件のような、中小企業者が金融機関に融資の申込みを行い、金融機関から信用保証協会に保証依頼がなされるいわゆる金融機関経由保証においては、最終的には信用保証協会がその保証契約について自らの判断と責任においてこれを行うべきものであるが、その際には、申込人の企業実体の有無について金融機関の側で既に厳正な審査がなされていることを前提として自らの調査を行うことが許され、金融機関から送付された信用保証依頼書等についての書面審査や必要に応じて行われる面接調査によって明らかになった事実及び信用保証協会において特に認識していた事実を踏まえ、申込人の企業実体について疑問を抱くべき特段の事情のない限り、更に自ら実地調査を含めたより精緻な調査を行うことまでは必要ではなく、その結果、信用保証協会において申込人に企業実体があると誤信したとしても、その錯誤については重大な過失があるといえないというべきであるところ、本件においては、Xが自ら実地調査を含めたより精緻な調査を行うべき特段の事情があったとは認められず、Xに重大な過失があったとはいえない。

(6) 東京地判平成17年2月25日 判タ1232号299頁
平成15年(ワ)第15538号 養育費等請求事件/平成15年(ワ)第22429号 債務不存在確認並びに不当利得返還等反訴請求事件(本訴請求棄却、反訴一部認容(控訴))
原告(妻)と被告(夫)は(1)被告が原告に対し、2人の子の大学卒業の月まで各々養育料等(離婚成立当時金40万円)を支払う、(2)(1)の金員は原則として年毎に総務庁統計局編集の消費者物価指数編東京都区部の総合指数に基づき増額する旨の合意をして調停離婚をし、被告が(1)により養育料等を支払ってきたが、原告が(2)の合意により毎年1月分から養育料等が増額されていたとして、養育料等の増額分の支払いを求めた。被告はこれを争う一方、(1)について、2人の子は既に成年に達し、大学にも進学していないので成年に達した日の前日をもって養育料等の支払義務が消滅したとして、それ以降に支払った養育料等の返還を求めた。

本判決は、(2)の条項は、養育料等の増額の時期、基準、支払方法、例外の有無について一定の解釈を許すもので具体性を欠くとし、同条項を根拠とした具体的な増額養育料の支払請求権の発生を否定するとともに、養育料等の増額分の支払請求権が発生するとしても、それは過去の扶養料を一括して遡及的に請求するもので許されないとし、原告の本訴請求を棄却した。一方、被告からの請求は、(1)についての合意は、子が成年に達した時点において学校教育法所定の「大学」に在籍しているか、合理的期間内に大学への進学が相当程度の蓋然性をもって肯定できるとの特段の事情のある場合を除き、子の成年に達する日の前日をもって終了すると趣旨と解すべきとし、本件ではいずれの子も「大学」に進学した事実が認められず、上記特段の事情もつかわれず、2人の子がそれぞれ成人に達する日の前日をもって養育料等の支払義務の終期と判断し、返還請求の一部が認められた。

(7) 東京地判平成17年12月14日 判タ1249号179頁
平成16年(ワ)第9930号 損害賠償請求事件(一部認容(確定))
本件は、区分所有建物の1階にある専有部分甲を、その区分所有者である訴外Aから賃借して飲食店を営業していたXが、甲部分の真下にある地下の専有部分乙を賃借しライフハウスを営業していたY1、Y1に乙部分を賃借していたその区分所有者であるY2、Y3に対し、同ライフハウスの騒音振動等の被害により同飲食店の売上げが減少し閉店に追い込まれたなどとして、不法行為(共同不法行為)に基づき損害賠償を請求した事案である。本判決は、Y1については、騒音振動等が受忍限度を超えるかどうかの判断について、東京都・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に定める振動基準を参考数値として考慮し、受忍限度を超える違法なものと判断し不法行為責任を認めた。また、Y2、Y3については、建物の区分所有等に関する法律6条1項の義務(区分所有者の共同の利益に反する行為の禁止)は、同条3項により区分所有者以外の専有部分の占有者にも準用されているから、賃貸人と賃借人はそれぞれが他の居住者に迷惑をかけないよう専有部分を使用する義務を負っているところ、この義務は専有部分を他者に賃貸しても消滅せず、賃借人が他の居住者に迷惑をかけるよ

うな態様で専有部分使用していることを知ったときは、賃貸人はこれを是正すべき義務があり、具体的には、賃借人に対し、賃貸借契約のほか本件ビルの使用規則等の遵守を求め、それでも正されない場合には、賃貸借契約を解除するなどの手段があるにもかかわらず、あえてこれを放置した点に不作為の不法行為責任があると見て、不法行為責任を認めた。

(8) 東京地判平成18年11月17日 判タ1249号145頁
平成17年(ワ)第17944号 損害賠償請求事件(一部認容(控訴))

本件は、Yが本件作業場においてアセチレンガス切断機を用いて鉄骨製の梁を切断した際、同作業に起因する本件火災が発生し、本件作業場が全焼するとともに、隣接する本件建物に延焼し、本件建物内にあった家財道具等が焼失したことから、本件建物の所有者ないし居住者であるXらが、Yに対し、本件火災の発生について不法行為に基づき損害賠償を請求した事案である。本判決は、本件火災の出火原因につき、Yの上記切断作業の際の火花が本件作業場の天井裏にたまっていた埃に飛び着火し出火したものであるとした上で、ガス溶接技術者であるYとしては、かかる危険を熟知していた筈であるから、同切断機を用いた切断作業を行うことは極力避け、他の解体方法を選択すべき注意義務を負っていたというべきであり、仮に同切断機を用いた切断作業を行う場合には、可燃物への着火を未然に防止するための十分な防災措置を講じるべき注意義務を負っていたにもかかわらず、極めて不十分な防災措置を講じたのみで、漫然と同切断機を用いた切断作業を行ったなどとして、Yの重過失を認めた。そして、Xらの被った損害のうち、家財道具にかかる損害額の算定については、個々に正確に算定することは困難であるとして、民事訴訟法248条に則り、Xらの請求額の5割を損害額と認定した。

(9) 大阪地判平成18年12月8日 判タ1249号131頁
平成15年(ワ)第9023号 損害賠償請求事件(請求棄却(控訴))

本件で、被告Aは、原告から訴え提起等を受任し訴えを提起したものの、裁判所の度重なる求めにもかかわらず準備書面等の提出を怠るなどして敗訴判決を受け、同判決は確定した。被告Bは、当時被告Aの事務所に勤務しており、委任状の受任者にも氏名が表示されており、第1回弁論期日に訴訟代理人として出頭して訴状等を陳述するという訴訟行為を行ったが、同期日後に独立し、以後は訴訟代理人として活動しなくなった(但し裁判所に辞任届を提出することはしていなかった)。そこで、原告は、被告らに対し、被告らの訴訟追行の怠慢により請求棄却等の判決を受けるという損害を被ったとして損害賠償を求めた。本判決は、被告Bについて、勤務弁護士がその法律事務所を経営する弁護士の受任した事件について訴訟代理人として行動する場合には、顧客に対しその旨を明らかにするなどの特段の事情が存在しない限り、委任契約上の当事者として訴訟代理行為の委任を受けたものと解すべきであると、その後被告Aの事務所を退所し以後訴訟に関わることをしなくなったとしても、当然に受任者たる地位を失うものではなく、共同受任した他の弁護士の訴訟活動を監視等すべき義務を負っており、被告Bには同義務違反が認められるとした。但し、義務違反と原告の敗訴確定との間の因果関係が認められるためには、義務違反がなければ原告が勝訴していたであろう高度の蓋然性が認められることが必要であるところ、本件ではかかる蓋然性は認められず、また、適切な訴訟活動を受ける機会に対する一種の期待権は法的に保護される権利・利益ということではできないから、勝訴機会利益の喪失を損害とみることはできないとし、原告の請求を棄却した。

(10) 千葉地判平成19年1月31日 判時1988号66頁
平成15年(ワ)2419号 産業廃棄物最終処分場建設・操業差止等請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

産業廃棄物処理業等を目的とする会社であるYが、県知事から産業廃棄物最終処分場(本件処分場)の設置許可を受けた上、その建設に着工したところ、本件処分場建設予定地周辺に居住しているXらが、本訴を提起し、Yに対して、本件処分場が建設、使用、操業されると、飲料水・農業用水汚染、有害物質の飛散による大気汚染、交通障害、水質環境権侵害等の被害を受けるおそれがあると、人格権ないし環境権に基づき、本件処分場の建設、使用、操業の差止めを求めたケース。これに対し、Yは、本件処分場では処分水を放流するシステムになっていないから、飲料水、農業用水が汚染される危険はないし、本件処分場の安全性、無害性は確保されているから、有害物質の飛散、浸出等の危険はなく、本件処分場の建設、使用、操業の差止めを求めることはできないなどと主張した。本判決は、[1] 産業廃棄物処分場を建設し、操業するに当たっては、周辺環境に十分配慮しなくてはならないところ、本件処分場は地下水の豊富な地域に建設され、操業されようとしており、立地の選定自体に慎重さを欠いた面がある、[2] 営利を目的とする私企業であるYには、本件処分場の操業につき適切な維持管理を継続するだけの経済的な基盤を認めることはできない、[3] Xらの利益が身体的人格権に基づく重大なものであり、被害の回復が困難なものであるなどと判断し、本訴請求を認容した。

(11) 東京地判平成19年2月13日 判時1990号65頁
平成18年(ワ)第12423号 妨害物撤去請求事件(認容(控訴))

私道の敷地所有者が、所有建物が公道に接しておらず当該私道を通行して公道に出入りする建物所有者(=原告)に対し、「私道につき上下水道、ガスその他工事禁止、駐停車禁止」と記載した鉄柱、看板、可動式コーンを多数設置(原告建物の前だけに、11.59mの間に合計14個集中して設置)したことにつき、原告が敷地所有者に鉄柱等の撤去を求めた事案において、記載の与える悪印象、敷地所有者において私道管理上鉄柱等の必要性がないこと、方法としても目的達成手段として著しく相当性を欠くこと、原告の取引先等から問題があるのかとの問合せがあるなど、平穏な生活に対して相当の支障を与え、受忍限度を越えているとし、人格的な法益を違法に侵害されているとして、鉄柱等の撤去を認めた事例。

(12) 東京地判平成19年6月25日 判時1988号39頁
平成18年(ワ)第8422号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

芸能人である女性と婚姻し、数カ月後に離婚したX(男性)が、その直後に、被告Y1の発行する週刊誌に女性の手記の形で、両者の離婚に至る経緯を記載した記事(通常であれば他人に公表しないような家族間の出来事とその中心を占め、しかも、Xの社会的評価を低下させるものであった。)が掲載されたことについて、本件記事はXの社会的評価を低下させ内容的にも虚偽であると主張して、2000万円の損害賠償と謝罪広告をY1及びその編集長である被

告Y2に対して求めたケース。

本判決は、本件記事がXの名譽を毀損する内容のものであると判断した上で、記事内容が公共の利害に関する事項についてのものであるとはいえないし、公益を図る目的もなく、真実であることの証明もなければ、真実であると信ずるに足りる相当の理由もないと判断して、本件記事を掲載した週刊誌の発行が違法な名譽毀損行為に該当するものと判断した。そして、本判決は、その理由として、原告の職業上の活動その他の社会的活動についての記事であれば、国民はXの活動について批評する表現の自由があり、仮に名譽毀損の観点から言い過ぎがあつて違法とされるべき場合であっても表現の自由との調整を考慮すべき必要性が高いのに対し、プライバシーについての記事はそもそも書かれるべき必要性に乏しいものであつて表現の自由との調整を考慮すべき必要性が小さいこと、本件雑誌の発行部数が非常に大きく、新聞広告や車内中吊広告による被害の拡大もあつたことなどを指摘し、800万円の損害賠償と謝罪広告を命じた。

(13) 東京地判平成19年7月26日 判時1989号69頁
平成17年(ワ)第22203号 損害填補金請求事件(控訴)

そもそも自賠法が政府に保障事業を行わせることにしたのは、政府が損害賠償義務者に代わつて損害のてん補をすることにより被害者を救済することにあること、また、自賠法73条1項は、損害の二重てん補を避けることを考慮した損益相殺的な見地からの調整規定であることからすると、このような調整は、他法令給付によって、被害者に生じた損害が現実にてん補されたということができる範囲に限られるべきである。そして、被害者が、同一の交通事故によって他法令給付を受ける権利を取得したとしても、その履行ないし存続については不確実性を伴うものである場合には、当該給付を受け得る立場にあるということだけでは、損害が確実にてん補されたということとはできず、保証事業によるてん補を行わないことは、原則として許されないものといわなければならない。

したがって、被害者が他法令給付を受ける場合につき、同条所定の調整を行うことが許されるのは、現実に対該給付がされた場合又はこれと同視し得る程度に等が給付が確実にあるということができるところ、すなわち、支給を受けることが確定したものに限られる。

【商事法】

(14) 最二判平成20年2月22日 最高裁HP

平成19年(受)第528号 所有権移転登記抹消登記手続等請求本訴、貸金請求反訴、所有権移転登記抹消登記手続請求事件(破棄差戻)

X(不動産所有者・債務者)がY会社(抵当権者)に対し、不動産の抵当権設定登記の抹消登記手続を求めたところ、Y会社がXに対し、反訴の主位的請求として、貸金残元本約9500万円等の支払を求め、予備的請求として、同額の連帯保証債務の支払を求めた訴訟において、Xが、抵当権の被担保債権は反訴請求に係る債権であると主張して、反訴請求に係る債権につき商法522条所定の5年の消滅時効を援用した事案において、

1 会社の行為は商行為と推定され、これを争う者において当該行為が当該会社の事業のためにするものでないこと、すなわち当該会社の事業と無関係であることの主張立証責任を負うとした例。

(理由)

会社がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為とされているので(会社法5条)、会社は、自己の名をもって商行為をすることを業とする者として、商法上の商人に該当し(商法4条1項)、その行為は、その事業のためにするものと推定される(商法503条2項。同項にいう「営業」は、会社については「事業」と同義と解される。)

2 会社の貸付けが当該会社の代表者の情宜に基づいてされたものとみる余地がある場合であっても、他に当該貸付けが当該会社の事業と無関係であることをうかがわせるような事情が存しない以上、当該貸付けに係る債権は商事債権に当たるとした事例。

(15) 最三判平成20年2月26日 最高裁HP

平成19年(受)第1443号 取締役解任請求事件(棄却)

会社法346条1項に基づき退任後もなお会社の役員としての権利義務を有する者(以下「役員権利義務者」という。)の職務の執行に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実(以下「不正行為等」という。)があつたとして、同法854条を適用又は類推適用して株主が訴えをもって当該役員権利義務者の解任請求をした事案において、解任の訴えは許されないとした事例

(理由)

会社法854条は、解任請求の対象につき、単に役員と規定しており、役員権利義務者を含む旨を規定していないし、同法346条2項は、裁判所は必要があると認めるときは利害関係人の申立てにより一時役員職務を行うべき者(以下「仮役員」という。)を選任することができるものと定めているところ、役員権利義務者に不正行為等があり、役員を新たに選任することができない場合には、株主は、必要があると認めるときに該当するものとして、仮役員を選任を申し立てることができるものと解される。そして、同条1項は、役員権利義務者は新たに選任された役員が就任するまで役員としての権利義務を有すると定めるところ、新たに選任された役員には仮役員を含むものとしているから、役員権利義務者について解任請求の制度が設けられていなくても、株主は、仮役員を選任を申し立てることにより、役員権利義務者の地位を失わせることができるから、株主が訴えをもって役員権利義務者の解任請求をすることは、法の予定しないところというべきである。

(16) 最一判平成20年2月28日 最高裁HP

平成19年(受)第733号 保険金請求事件(破棄差戻)

Xがその所有する車両の盗難により損害を被つたと主張して、保険会社に対し、保険契約に基づき、車両保険金及び遅延損害金の支払を求めたところ、保険会社が、保険金請求権が時効により消滅したと主張して争っている事案において、保険契約に適用される約款に基づく履行期が合意によって延期され、保険金請求権の消滅時効の起算点がその翌日となるとして、保険請求が認められた事例。

(理由)

Xの保険金請求権については、保険金支払条項に基づく履行期が到来した後に、保険会社の代理人弁護士からXに対し、保険金請求についてはなお調査中であり、その調査にXの協力

を求め旨記載した協力依頼書が送付され、その後1か月余り経過した日付けで、同弁護士からXに対し、Xの調査への協力には感謝するが、調査の結果、保険金請求には応じられないとの結論に達した旨記載した免責通知書が送付されたというのであるから、協力依頼書の送付から免責通知書の送付までの間は、保険会社が保険金を支払うことは考えられないし、Xも、調査に協力してその結果を待っていたものと解されるので、訴訟を提起するなどして保険金請求権を行使することは考えられない。そうすると、保険会社の代理人による協力依頼書の送付行為は、Xに対し、調査への協力を求めるとともに、調査結果が出るまでは保険金の支払ができないことについて了承を求めるもの、すなわち、保険金支払条項に基づく履行期を調査結果が出るまで延期することを求めるものであり、Xは、調査に協力することにより、これに応じたものと解するのが相当である。したがって、保険金請求権の履行期は、合意によって、免責通知書がXに到達した日まで延期されたものというべきである。そして、保険契約に適用される普通保険約款によれば、消滅時効の起算点は、保険金支払条項に基づく履行期の翌日とされているものと解されるところ、その履行期が延期されたのであるから、本件消滅時効の起算点は免責通知書がXに到達した翌日となる。

(17) 東京地判平成19年2月22日 判タ1232号128頁
平成17年(ワ)第26179号 損害賠償請求事件(一部認容(確定))

交通事故の被害者(被保険者)である原告が、人身傷害補償保険契約に基づく保険金の支払いを受けた後、加害者(被告)に対し損害賠償を請求した事案において、被告が「原告に保険金を支払った保険会社が、原告の被告に対する損害賠償請求権のうち当該保険金額相当分を保険代位により取得するので、原告の請求権はその範囲で喪失した」と主張し、原告にも過失が存在した本件において、保険会社が代位取得する原告の被告に対する賠償請求権の範囲が争われた。

本判決は、人身傷害補償保険契約は、保険会社が被保険者の過失の有無及び割合に関係なく、被保険者が被った損害につき補償条項に基づく金額を支払うことを内容としており、また、補償条項には、被保険者が他人に損害賠償請求することができる場合、保険会社はその損害に対し支払った保険金の額の限度で、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で被保険者のその者に対する権利を取得する旨規定されていることから、被害者が人傷保険金の支払いを受けた後に加害者に対する損害賠償請求訴訟を提起した場合で被害者にも過失があるときは、同訴訟において認定された被害者の損害額のうち同人の過失割合に対応した額と人傷保険金の支払い額とを対比して、後者が前者を上回る時にはじめて保険会社はその上回る額についてのみ、被害者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得できるととどまると解するのが相当である旨判示し、本件では本件事故について原告に20%の過失が存在するところ、原告が受領した保険金527万1442円は原告の総損害額のうち同人の過失割合に対応した1440万6077円を下回るから、保険会社は原告の被告に対する賠償請求権を代位できないとした。

【知的財産】

(18) 知財高判平成19年7月25日 判時1988号95頁
平成19年(ネ)第10022号 損害賠償等請求控訴事件(控訴棄却(上告・上告受理申立))

Xが製作した本件各人形を被写体とする写真を掲載、編集等をした本件写真集の著作権がXに帰属するか否かが争点となったケース。
本判決は、掲載写真は本件各人形を原著作物とする2次的著作物としての創作性が認められる旨認定した上で、Xは各写真の撮影及びその素材の選択又は配列などに創作的に関与していないので各写真の著作者にも本件写真集の著作者にも該当しないと判断した。

(19) 知財高裁平成20年02月12日 裁判所HP
平成18年(行ケ)第10455号 審決取消請求事件

2以上の請求項を対象とする特許無効審判の手続において、特許権者から2以上の請求項について訂正請求がされた場合には、審判合議体は、原則として、各請求項ごとに訂正請求の許否を判断すべきものであり、そのうちの1つの請求項についての訂正請求が許されないことを理由として、その余の請求項についての訂正請求の許否に対する判断を行わずに、訂正請求を一体として許されないと判断することは、改善多項制の下における特許法の解釈としては、特段の事情のない限り、許されないというべきである。

また、特許無効審判の手続において、無効審判請求の対象とされていない請求項について訂正請求がされ(特許法134条の2第5項後段参照)、当該訂正請求につき「訂正を認める」との審決がされた場合は、審決のうち、当該請求項について「訂正を認める」とした部分は、無効審判請求の双方当事者の提起する取消訴訟の対象となるものではないから、審決の送達により効力を生じ、当該請求項は、審決送達時に、当該訂正された内容のものとして確定すると解するのが相当である。

(20) 東京地判平成20年2月29日 裁判所HP
平成19年(ワ)第12522号 職務発明の対価請求事件

特許報奨取扱規則中に、実績補償について支払時期を定める規定が含まれていると解し得るとしても、同規則が制定・施行されたのは、既に原告が被告を退社し、あるいは、遅くとも、被告の理事を退任した後のものであるから、少なくとも、同規則中の支払時期の定めが原告に適用されることはないものと解される。

すなわち、本件発明等取扱規則によれば、本件発明についての実績補償の支払時期は、特許発明等の実施開始時又は特許権の設定登録時のいずれか遅い時点であるとされていると解すべきであり、原告の主張によれば、その支払時期が本件特許報奨取扱規則によって、後の時期に延長されることになる。このような支払時期の延長は、消滅時効の起算点を遅らせるという点では従業者等に有利である反面、従前の規定では行使が可能であった従業者等の権利について、使用者等に期限の利益を与えるものである点においては従業者等に不利な定めであり、当該従業者が退職した後使用者が一方的に上記のような定めを設けたからといって、使用者が、対価請求権を行使してきた退職者に対し、期限の利益を主張して支払を拒み得ると解することができないことは明らかである。このような定めが従業者と使用者との法律関係の内容となるものと解することはできない。

(21) 東京地判平成20年3月12日 裁判所HP
平成19年(行ウ)第717号 再審査請求事件

PCT条約(特許協力条約・条約締結国共通の手続きに基づく国際出願をすればPCT加盟国内に出願したのと同じ取り扱いを得ることができる)に基づき特許庁審査官が作成した特許性に関する国際予備審査報告の再審査を求めた事案。

本件は国際予備審査報告の取消しを求めるものではなく再審査を求めているものと解され、処分の取消しの訴えを併合提起していないから(行政事件訴訟法37条の3第3項2号)、非申請型(法3条6項1号)の義務付け訴訟を提起しているものと認められると判断し、国際予備審査報告の再審査を求めために根拠となる法令を見いだすことはできないし、国際予備審査報告は発明が新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を有するかどうかについて「予備的かつ拘束力のない見解」を示すものにすぎないものであることからすると、本件国際予備審査報告の再審査がされないことにより原告に重大な損害を生ずるおそれがあるものと認めることもできない上に、仮に原告が再審査の根拠法令として職権による再審査をする義務があることを主張するものであると判断したとしても、特許庁長官が再審査を命じないことが裁量権の範囲を超え又はその濫用となると認めるに足りる証拠はない、として原告の訴えを却下した。

(22) 東京地判平成20年3月26日 裁判所HP

平成19年(ワ)第15231号 著作権侵害行為差止等請求事件

ジャーナリストである原告の著作物である雑誌記事を、社会保険庁の職員が社会保険庁LANシステム中の電子掲示板システムの中にある新聞報道等掲示板にそのまま掲載したことが原告の複製権又は公衆送信権を侵害するか否かが争われた事案。

本件LANシステムは、社会保険庁内部部局、施設等機関、地方社会保険事務局及び社会保険事務所をネットワークで接続するネットワークシステムであり、その一つの部分の設置の場所が、他の部分の設置の場所と同一の構内に限定されていない電気通信設備に該当するので、原告が専有する本件著作物の自動公衆送信の場合における送信可能化を行う権利を侵害するものである。被告は、複製行為は著作権法42条1項本文により複製権侵害とはならないと主張したが、同法42条1項は、行政目的の内部資料として必要な限度において、複製行為を制限的に許容したのであるから、本件LANシステムに本件著作物を記録し、多数の者の求めに応じ自動的に公衆送信を行うことを可能にした本件記録行為については、実質的にみても、同法42条1項を拡張的に適用する余地がないことは明らかである、として、本件著作物の掲示板用の記録媒体への記録及び自動公衆送信の差止め、並びに、被告による公衆送信権侵害行為に対する損害賠償として42万0500円を認定した。

【民事手続】

(23) 最一決平成20年3月13日 最高裁判所

平成19年(許)第24号 再生計画認可決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(棄却)

再生債務者Aの民事再生手続における再生計画につき、民事再生法(以下「法」という。)174条2項3号等の不認可事由の有無が争われた事案において、

1 法174条2項3号所定の「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」には、再生計画案が信義則に反する行為に基づいて可決された場合が含まれる。

(理由)

法174条が、再生計画案が可決された場合においてなお、再生裁判所の認可の決定を要するものとし、再生裁判所は一定の場合に不認可の決定をすることとした趣旨は、再生計画が、再生債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図るという法の目的(法1条)を達成するに適しているかどうかを、再生裁判所に改めて審査させ、その際、後見的な見地から少数債権者の保護を図り、ひいては再生債権者の一般の利益を保護しようとするものである。

2 法172条の3第1項1号の趣旨を潜脱し信義則に反する再生債務者らの行為に基づいて再生計画案が可決されたとして、再生計画に同法174条2項3号所定の不認可事由があるとされた事例。

(理由)

本件再生計画案は、議決権者の過半数の同意が見込まれない状況にあったにもかかわらず、Aの取締役であるDが同じくAの取締役であるEへ回収可能性のない債権の一部が譲渡され、Aの関係者4名がAに対する債権者となり議決権者の過半数を占めることにより可決されたものであって、本件再生計画の決議は、法172条の3第1項1号の少額債権者保護の趣旨を潜脱し、再生債務者である原告人らの信義則に反する行為によって成立するに至ったものといわざるを得ない。

(24) 東京地判平成19年6月27日 判時1990号134頁

平成18年(ワ)第126・20971号 特許を受ける権利の確認請求事件、承継参加申出事件(認容(控訴))

特許を受ける権利の確認訴訟において、同権利の共有者であると主張して被告側に参加しようとする者の参加の方法につき、特許を受ける権利の特殊性を前提として、特許を受ける権利の共有者が遂行しなければならない共同出願、共同出願後の変更、放棄、取下げ等、審判の請求、審決取消訴訟の提起といった各段階の手続について個別の検討を加えた上で、その共有関係を民事訴訟法52条にいう「合一にのみ確定すべき場合」に当たると認め、共同訴訟参加の形式によって参加することができることとされた事例。

【刑事法】

(25) 最二決平成20年3月3日 裁判所HP

平成17年(あ)第947号 業務上過失致死被告事件(棄却)

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に汚染された非加熱血液製剤を投与された患者がエイズ(後天性免疫不全症候群)を発症して死亡したことにつき、厚生省薬務局生物製剤課長であった者に、薬品による危害発生の防止の業務に従事する者として薬務行政上必要かつ十分な対応を図るべき義務を怠った過失があるとして、業務上過失致死罪の成立が認められた事例。

(詳細)

非加熱製剤は、国が明確な方針を示さなければ、引き続き、安易な、あるいはこれに乗じた販売や使用が行われるおそれがあり、それまでの経緯に照らしても、その取扱いを製薬会社等にゆだねれば、そのおそれが現実化する具体的な危険が存在していたことなどが認めら

れ、このような状況の下では、薬品による危害発生を防止するため、薬事法69条の2の緊急命令など、厚生大臣が薬事法上付与された各種の強制的な監督権限を行使することが許容される前提となるべき重大な危険の存在が認められ、薬務行政上、その防止のために必要かつ十分な措置を採るべき具体的義務が生じたといえるのみならず、刑事法上も、本件非加熱製剤の製造、使用や安全確保に係る薬務行政を担当する者には、社会生活上、薬品による危害発生防止の業務に従事する者としての注意義務が生じたものというべきである。そして、防止措置の中には、必ずしも法律上の強制監督措置だけではなく、任意の措置を促すことで防止の目的を達成することが合理的に期待できるときは、そのような措置も防止措置として合理性を有するものと認められる。

被告人は、エイズとの関連が問題となった本件非加熱製剤が、被告人が課長である生物製剤課の所管に係る血液製剤であることから、厚生省における同製剤に係るエイズ対策に関して中心的な立場にあったものであり、厚生大臣を補佐して、薬品による危害の防止という薬務行政を一体的に遂行すべき立場にあったのであるから、被告人には、必要に応じて他の部局等と協議して所要の措置を採ることを促すことを含め、薬務行政上必要かつ十分な対応を図るべき義務があったことも明らかであり、かつ、原判断指摘のような措置を採ることを不可能又は困難とするような重大な法律上又は事実上の支障も認められないのであって、本件被害者の死亡について専ら被告人の責任に帰すべきものでないことはもとよりとしても、被告人においてその責任を免れるものではない。

(26) 最三判平成20年3月4日 裁判所HP

平成19年(あ)第1659号 覚せい剤取締法違反、関税法違反被告事件(判決(棄却))

外国で覚せい剤を密輸船に積み込んだ上、海上に投下し、回収担当者において小型船舶で回収して本邦に陸揚げするという方法による覚せい剤輸入を計画し、本邦内海の湾内で覚せい剤を投下したが、悪天候等のため、回収できなかった場合について、回収担当者が覚せい剤をその実力的支配の下に置いていないばかりか、その可能性にも乏しく、覚せい剤が陸揚げされる客観的な危険性が発生したとはいえないとして、覚せい剤取締法所定の覚せい剤輸入罪及び関税法所定の禁制品輸入罪の実行の着手があったとはいえないとされた事例。

(27) 最二決平成20年3月4日 裁判所HP

平成18年(あ)第1249号 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反、関税法違反被告事件(決定(棄却))

児童ポルノを日本国内で運営されているインターネット・オークションに出品し、外国から日本に居る落札者にあてて落札された児童ポルノを郵便に付して送付した場合、被告人は、本件児童ポルノであるDVDを送付する時点では、特定の者にあてて国際スピード郵便に付しているが、被告人は、児童ポルノであるDVDをインターネット・オークションに出品して不特定の者から入札を募り、入札期間の終了時点で最高値の入札者を自動的に落札者とし、その後当該落札者にあてて落札されたDVDを送付したものであって、本件輸出行為は、上記DVDの買受人の募集及び決定並びに買受人への送付という不特定の者に販売する一連の行為の一部であるから、被告人において不特定の者に提供する目的で児童ポルノを外国から輸出したものであると認められ、法7条6項にいう「第4項に掲げる行為の目的で」との要件に該当する。

(28) 最二判平成20年3月14日 裁判所HP

平成19年(れ)第1号 治安維持法違反被告事件(判決(棄却))

第二次世界大戦下、言論・出版関係者数十名が、治安維持法違反の被疑事実で検挙され、うち多くの者が、同法違反の罪により起訴されて、昭和20年9月までの間に有罪判決を受けたという、いわゆる「横浜事件」に関する再審事件について、

1 旧刑訴法適用事件について再審が開始された場合、その対象となった確定判決後に刑の廃止又は大赦があったときは、再審開始後の審判手続においても、同法363条2号、3号の適用があり、免訴判決が言い渡されるべきである

2 旧刑訴法適用事件についての再審開始後の審判手続においても、被告人は免訴判決に対し無罪を主張して上訴することはできない

3 旧刑訴法適用事件について再審が開始されて第1審判決及び控訴審判決が言い渡され、更に上告に及んだ後に、当該再審の請求人が死亡しても、同請求人が既に上告審の弁護人を選任しており、かつ、同弁護人が引き続き弁護活動を継続する意思を有する限り、再審の手続は終了しない、とした。

(29) 札幌高判平成20年3月6日 裁判所HP

平成15年(う)第179号 医師法違反被告事件(控訴棄却)

1 救命救急センターの責任者であった被告人が、配置された歯科医師らをして歯科に属さない疾病に関わる患者らに医行為を行わせたとして、無免許医業罪の成立を認めた原判決(罰金6万円)に対し、「歯科医師による救命救急センターにおける研修は歯科医療にとって不可欠であり社会的相当性が認められるから違法性が阻却される」とした被告人の控訴を棄却した事案。

2 当該医療機関の医療水準ガイドライン適合性を含め、違法性について詳しく検討している。

【公法】

(30) 最一判平成20年2月28日 裁判所HP

平成17年(行ヒ)第47号 保護申請却下処分取消等請求事件(請求認容の原判決破棄、請求棄却)

1 生活保護を受けている者が外国への渡航費用を支出した事実等から本来その最低限度の生活の維持のために活用すべき金銭を保有していたことは明らかであるとして、同人のその月の生活扶助の金額を減ずる旨の保護変更決定が適法であるとされた事例。

2 原審は、(1)海外渡航中は凡そ保護の対象とならないとは言えない、(2)渡航費用を節約して捻出したという以上、保護の打ち切りにより生計維持が出来るとは言えない、として変更決定と違法としたが、最高裁は、保護を受け始めてもまもなくの渡航であることから、当該渡航費用は本来最低限の生活の維持に使用されるべきものと判断した。

(31) 最一判平成20年3月6日 裁判所HP

平成19年(才)第403号 損害賠償請求事件(一部認容の原判決破棄,請求棄却)

1 行政機関が住民基本台帳ネットワークシステムにより住民の本人確認情報を収集、管理又は利用する行為は、憲法13条の保障する個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものではないとされた事例。

2 情報の目的外使用が刑罰により担保されていること等によれば、プライバシー侵害の具体的危険は無い等とされた。

(32) 最一判平成20年3月17日 裁判所HP

平成18年(行ヒ)第168号 損害賠償代位請求事件(請求棄却の原判決破棄,差戻)

1 県警察本部の出張旅費の支出のあった日から1年を経過した後、情報公開条例に基づき当該出張に係る具体的な情報が開示されてから1か月後に住民監査請求がされたことについて、地方自治法242条2項ただし書にいう正当な理由があるとされた事例。

2 他の間接事実から架空請求の可能性が主張出来るとしても、それは推測の域を超えず、具体的情報が開示される前に監査請求することは困難と判断された。

(33) 札幌高判平成20年2月28日 裁判所HP

平成18年(行コ)第5号 遺族補償年金等不支給処分取消(控訴棄却)

1. 地方銀行の課長が勤務中にくも膜下出血により死亡した場合について、銀行の営業譲渡に伴う業務等による過労、精神的ストレスの他に発症の原因は見いだせないから、業務と死亡との間には相当因果関係があるとして、遺族からの労災遺族補償給付等の不支給処分取消請求を認めた事例。

2. 複数の医師の相反する意見書が提出されているが、相当因果関係を否定する医師の意見書については、月80時間以上の時間外労働の可能性を前提にしていけない、専門家検討会の見解と反する等の批判が加えられている。

(34) 青森地判平成19年2月23日 判タ1249号68頁

平成18年(行ウ)第3号 産業廃棄物収集運搬業許可取消処分取消請求事件(請求棄却(確定))

本件は、産業廃棄物の収集運搬業を営む有限会社である原告が、代表取締役であったAが暴力団員であることを理由として青森県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可取消処分を受けたことにつき、誤った事実認定に基づく処分である等として被告(青森県)に対し本件取消処分の取消を求めた事案である。廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、産業廃棄物の収集運搬業を営むことができる者を都道府県知事の許可を受けた者に限るとともに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律2条6号に規定する暴力団員に該当する者が役員となっている法人を許可の欠格事由とし、許可を受けた業者が上記欠格要件に該当した場合は許可を取り消さなければならないと定めている。本判決は、暴力団の構成員に該当するか否かは客観的に判断すべきであり、当該暴力団が構成員でないと言明したからといって直ちに構成員該当性が否定されるものではないとした上で、Aが長年にわたりB会の会長に対し送金をしていたこと、AがB会の内部行事と見られる新年会に「特別相談役」の肩書で出席していたこと、B会の事務室の名札等に「特別相談役」の肩書でAの別称が掲げられていたこと等の諸事情を認定し、これらを総合するとAは客観的にみてB会に所属する者であると認められると判断し、本件取消処分に至る手続についても違憲違法な点はないと判断した。

(35) 福井地判平成19年9月12日 金法1827号46頁

平成17年(行ウ)第5号 消費税決定処分等取消請求事件

破産財団は、破産者(破産法人)とは別個の社会的実体を有する「人格のない財団」であるので、破産財団に属する財産の換価については、破産財団自身が「事業者」として本来的な納税義務者となり、この限りにおいて破産財団は、破産法人の基準期間における課税売上高を引き継がない別の法的主体である。

したがって、本件破産財団は本件破産法人とは別の新規の「事業者」であり、本件破産財団には課税期間に係る基準がない(消費税法上、法人については当該事業年度の前々年度が基準期間)のであるから、本件破産財団は、本件課税期間中の譲渡等につき消費税の納税義務を負わない。

(36) 東京地判平成19年12月26日 判時1990号10頁

平成18年(行ウ)第703号 公文書不開示決定処分取消等請求事件(一部認容,一部却下,一部棄却(控訴))

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)に基づき外務大臣に対して行政文書の開示請求をした原告らが、外務大臣がそのうちの一部につき同法9条各項の開示決定をしただけで、その余の部分について口頭弁論終結時までには開示決定をしなかったことが違法であることの確認等を求めた事案につき、不作為の違法確認の訴えについて定める行政事件訴訟法3条5項の「相当の期間」は情報公開法11条柱書の「相当の期間」と同義であり、情報公開法1条の目的等が考慮されるべきであるとし、開示請求に対する外務省の消極的対応を統計的に認定するなどし、開示請求から口頭弁論終結時までには1年7ヶ月余りの期間が経過していることに照らし、遅くとも口頭弁論終結時までには「相当の期間」が経過し、外務大臣の不作為を違法と判断した事例。なお、開示の義務付け請求及び国家賠償請求については棄却されている。

【経済法・社会法】

(37) 最一決平成20年3月6日 裁判所HP

平成19年(行フ)第6号 排除措置命令違反に対する過料事件の決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

1 排除措置命令に違反した者を私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律97条の定める過料に処さないこととした原審の判断が是認された事例。

2 原産国表示が誤認を来しやすいく等との公示命令に違反した事実は認められるが、当該表示を取りやめ、公示命令を受けたこと等をウェブサイトで公表するなど、表示や表示の結果の排除に努めていることが、判断を是認した理由として掲げられている。

(38) 東京高判平成19年7月31日判時1990号149頁 平成19年(行コ)第23号 各不当労働行為救済命令取消請求控訴事件 一部取消、一部控訴棄却(上告・上告受理申立)

使用者側が事前協議なく新規採用者の初任給を引き下げたことにつき、使用者側に労働組合との団交応諾義務があるか、初任給減額が労働組合に対する支配介入にあたるかが争われた事案につき、非組合員である労働者の労働条件に関する問題は当然には義務的団交事項には当たらないが、将来にわたり組合員の労働条件、権利等に影響を及ぼす可能性が大きく、組合員の労働条件との関わりが強い事項については、義務的団交事項に当たると解すべきであり、春闘における初任給額の労使交渉や賃金格差がその他の労働者の賃金抑制に与える有形無形の影響、少なからぬ新規採用者が労働組合に加入していること等から、初任給引き下げは義務的団交事項に当たり、その拒否は不当労働行為に当たると判断され、原判決が一部取り消された事例。

【その他】

(39) 最三判平成20年3月18日 最高裁HP
平成18年(受)第2056号 親子関係不存在確認請求事件(破棄差戻)

大韓民国(以下「韓国」という。)の国籍を有するXらが、韓国の戸籍上、Xらの弟とされているYに対し、Yと父親Aとの間の実親子関係が存在しないことの確認を求める事案において、Xらが不存在確認請求をすることが権利の濫用に当たらないとした原審の判断に、韓国民法の解釈適用を誤った違法があるとされた事例。

(理由)
一般に、戸籍上の両親以外の第三者である丙が、乙とその戸籍上の父である甲との間の実親子関係が存在しないことの確認を求めている場合において、甲乙間に実の親子と同様の生活の実体があった期間の長さ、判決をもって実親子関係の不存在を確定することにより乙及びその関係者の受ける精神的苦痛、経済的不利益、改めて養子縁組届出をすることにより乙が甲の実子としての身分を取得する可能性の有無、丙が実親子関係の不存在確認請求をするに至った経緯及び請求をする動機、目的、実親子関係が存在しないことが確定されないとした場合に丙以外に著しい不利益を受ける者の有無等の諸般の事情を考慮し、実親子関係の不存在を確定することが著しく不当な結果をもたらすものといえるときには、当該確認請求は、韓国民法2条2項にいう権利の濫用に当たり許されないものというべきである。

本件で、YとAとの間で長期間にわたり実親子と同様の生活の実体があったこと、Aが死亡しておりYがAとの間で養子縁組をすることがもはや不可能であることを重視せず、また、Yが受ける精神的苦痛、経済的不利益、XらがYとAとの間の実親子関係を否定するに至った動機、目的等を十分検討することなく、Xらにおいて上記実親子関係の存在しないことの確認を求めることが権利の濫用に当たらないとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

【紹介済み判例】

最三判平成19年5月29日 判時1989号131頁
平成18年(受)第2053号 保険金請求事件
→法務速報74号11番にて紹介済み。

最三決平成19年11月14日 判時1989号160頁
平成19年(あ)第285号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被告事件
→法務速報79号20番にて紹介済み。

最一判平成19年11月8日 判時1990号3頁
平成18年(受)第826号 特許権侵害差止請求事件(上告棄却)
→法務速報79号13番にて紹介済み。

最二判平成19年10月19日 判時1990号144頁
平成19年(受)第301号 保険金請求事件(破棄差戻)
→法務速報79号9番にて紹介済み。

東京地判平成18年9月8日 判時1988号106頁
平成17年(ワ)第14399号 職務発明対価請求事件(棄却、控訴、控訴棄却)
→法務速報65号21番にて紹介済み。

最二判平成19年2月2日 判時1988号145頁
平成16年(受)第1787号 組合員たる地位の不存在確認等請求事件(破棄自判)
→法務速報70号48番にて紹介済み。

最二判平成18年11月27日 判タ1232号97頁
1事件:平成17年(受)第1158号、平成17年(受)第1159号 不当利得返還請求事件(一部破棄差戻、一部破棄自判、一部上告棄却)
2事件:平成17年(受)第1437号、平成17年(受)第1438号 学納金返還請求事件(一部破棄自判、一部上告棄却)
3事件:平成16年(受)第2117号、平成16年(受)第2118号 学納金返還請求事件(一部破棄自判、一部上告棄却)
→法務速報68号5番にて紹介済み。

最二判平成18年11月27日 判タ1232号82頁
平成17年(才)第886号 不当利得返還請求事件(上告棄却)
→法務速報68号6番にて紹介済み。

最二判平成18年11月27日 判タ1232号89頁
平成18年(受)第1130号 不当利得返還請求事件(一部破棄自判、一部上告棄却)
→法務速報68号7番にて紹介済み。

最一判平成18年12月14日 判タ1232号228頁
平成17年(受)第1461号 取立債権請求事件(破棄差戻)

→法務速報68号28番にて紹介済み。

最二判平成18年12月22日 判タ1232号84頁
平成17年(受)第1762号 学納金返還請求事件(一部破棄自判,一部上告棄却)
→法務速報69号8番にて紹介済み。

名古屋高判平成17年5月30日 判タ1232号264頁
平成17年(ホ)第185号 損害賠償請求控訴及び同附帯控訴事件(控訴棄却,取消請求棄却・
上告,上告受理申立(後上告棄却,上告不受理))
→法務速報51号11番にて紹介済み。

東京地判平成18年7月10日 判タ1232号252頁
平成16年(行ウ)第446号 遺族補償不支給処分取消等請求事件(認容(控訴))
→法務速報69号47番にて紹介済み。

最三決平成19年12月11日 金法1828号46頁
平成19年(許)第23号 文書提出命令に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件
→法務速報81号13番にて紹介済み。

2. 平成20(2008)年3月26日までに成立した,もしくは公布された法律

成立,公布された法律はありません

3. 3月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・松尾直彦他編 金融財務事情研究会 458頁 3570円
実務論点 金融商品取引法

・粕文夫編 商事法務 323頁 3570円
カルテルとリニエンシーの法律実務 被疑会社の視点から見たカルテル規制とリニエンシ
ー制度の利用・・・★

・日野正晴 中央経済社 869頁 9240円
詳解 金融商品取引法

・徳岡卓樹他編 日本評論社 192頁 2940円
企業金融手法の多様化と法(ビジネス法務体系3)

・近江幸治他編 経済法令研究会 232頁 3570円
譲渡担保法判例の分析と展開(金融・商事判例増刊No.1286)

・住友信託銀行証券代行部編 商事法務 194頁 2730円
株式・株主総会実務問答集

4. 3月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・神谷信行 日本評論社 287頁 1995円
少年事件と家族の再生 心理臨床と司法の架け橋・・・★

・小向太郎 NTT出版 171頁 2730円
情報法入門 デジタル・ネットワークの法律

・神林龍編 日本評論社 358頁 3990円
解雇規制の法と経済 労使の合意形成メカニズムとしての解雇ルール

・稲葉馨他編 青林書院 676頁 10500円
行政法の思考様式

・東京弁護士会期成会会るい刑事弁護研究会 現代人文社 238頁 3045円
入門・覚せい剤事件の弁護(期成会実践刑事弁護叢書02)

・日本労働弁護団編 旬報社 684頁 9975頁
現代労働裁判の実践と理論

・高須一弘編 立花書房 406頁 3801円
国の警察機関における開示請求

5. 発刊書籍の解説

- ・少年事件と家族の再生 心理臨床と司法の架け橋
心理臨床志望者への、著者の講義の内容を収録したもの。
前半は主に少年事件を通して、心理臨床と司法について解説している。後半は内観的な視点から、著者自身とその家族について描き、法律家が自分の歴史を考える意義について説いている。
著者の自己との対面を読むことで、読者自身もまた自己との対面が図れ、一読の価値がある。
- ・カルテルとリニエンシーの法律実務 被疑会社から見たカルテル規制とリニエンシー制度の利用
リニエンシーについての解説に留まらず、被疑会社の立場から、どう対処すべきか、どう解決をはかるかを解説している。
対策や訴訟、及びそれに付随する諸問題についても詳細に述べられており、特に対策については、段階的に解説を進めており実用的である。

☆配信停止をご希望の方へ
下記のURLから会員ログインを行い、利用登録情報変更画面を開いて
法務速報のチェックを消してください。

<http://www.jlf.or.jp/>

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
